

資料 1

「しらせ」後利用に関する検討委員会

(平成21年度第2回)

H21. 9. 15

「しらせ」後利用に関する検討委員会（平成21年度第1回） 以後の状況について

1. 7月9日、「しらせ」後利用に関する検討委員会（平成21年度第1回）を開催。「公募要領」の検討。

-
2. 7月17日、先代「しらせ」の後利用に関する公募開始。報道発表。

3. 9月11日、企業など4者から、先代「しらせ」利用計画書が提出。

＜先代「しらせ」利用計画書の提出があった者＞

- 沖縄県先代「しらせ」誘致研究協議会〔沖縄県浦添市〕
- 株式会社大柿産業を代表とするグループ〔広島県江田島市〕
- 株式会社ウェザーニューズ〔東京都港区〕
- 特定非営利活動法人日本環境技術協会（元南極観測船「しらせ」誘致実行委員会）〔大阪府大阪市〕

4. 9月15日、「しらせ」後利用に関する検討委員会（平成21年度第2回）を開催。審査方法の検討、先代「しらせ」利用計画書の内容確認等を実施。

【今後の手続き（予定）】

5. 10月1日、「しらせ」後利用に関する検討委員会（平成21年度第3回）を開催。先代「しらせ」利用計画書に基づき、利用目的、管理方法、資金計画等に関するヒアリングを実施。

6. 以後、現地調査等を実施。その結果も踏まえ、検討委員会として審査結果を取りまとめ。

11月9日に開催予定の南極地域観測統合推進本部総会へ報告、決定。プレス等へ公表。

7. 平成21年度末までに、防衛省において、先代「しらせ」の売払い契約締結、引渡し。

先代「しらせ」の後利用に関する公募要領

南極地域観測統合推進本部（本部長：文部科学大臣）では、先代「しらせ」の後利用に関する公募を行います。後利用を計画される方は、以下の要領に基づき、利用計画書を作成の上、期限までに提出願います。

1. 利用計画書作成に当たって考慮すべき事項

- (1) 利用計画書を作成するに当たっては、以下の事項を十分に考慮してください。
 - ① 先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件〔別紙1〕
 - ② 先代「しらせ」の性能等（特に「2 先代「しらせ」引渡し時の状況」）〔別紙2〕
- (2) その他、先代「しらせ」の状況等に関することは、支障のない範囲で防衛省が提供します。（必要に応じて、以下7. (2)に確認願います。）

2. 利用計画書の内容

- (1) 利用計画書は、別紙3の項目に関し、各項目ごとの注意事項を踏まえつつ、別紙4の様式に従って作成してください。
- (2) 用紙はA4版としてください。
- (3) 利用計画書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。
 - ① 利用計画は、文書により具体的かつ詳細に記述する。
 - ② 全て日本語で作成し、ページ番号を付す。
 - ③ 文書を補完するため、適宜イメージ図・イラスト等を活用する。
 - ④ 文字は注記等を除き、原則として10ポイント程度以上の大きさとする。
 - ⑤ 片面印刷とする。
 - ⑥ 多色刷りは可とする。

3. 公募期間

平成21年7月17日（金）～平成21年9月11日（金）正午

4. 利用計画書の提出

- (1) 利用計画書は、当該計画に責任を持つ団体等の責任者名をもって作成・提出してください。また、同時に、利用計画の概要〔別紙5〕についても作成・提出してください。
- (2) 提出先
文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
- (3) 提出期限
平成21年9月11日（金）正午〔必着〕

(4) 提出方法及び提出部数

上記(3)の提出期限までに持参又は郵送により3部(正1部、副(複写)2部)提出
いただくとともに、併せて電子データを記録したCD-R(W)1枚を提出してくださ
い。

5. 審査及びヒアリング等

- (1) 提出された利用計画書の審査は、南極地域観測統合推進本部の下に設けられた「しらせ」後利用に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)が行います。
- (2) 検討委員会においては、提出された利用計画書に基づき審査を行います。審査に当たっては、ヒアリング及び必要に応じて現地調査を実施します。ヒアリング及び現地調査の詳細な日時等は、利用計画書の提出を受けた後連絡します。
- (3) 審査結果は、利用計画書の提出者あて書面により通知します。

6. その他の留意点

- (1) 利用計画書の提出締切り後、別紙5に基づき、申請者名、申請者の所在地(都道府県名及び市町村名)、利用目的・方法の概要を公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された利用計画書は、先代「しらせ」後利用の検討以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出された利用計画書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等関係規定に基づき公開することがあります。
- (4) 提出された利用計画書は、先代「しらせ」後利用の検討のために、又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (5) 利用計画書の提出後、補足・追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 利用計画書に不実、虚偽の記載をした場合は、当該利用計画書を無効とし、審査の対象から除外します。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 利用計画書の作成のために、文部科学省、又は防衛省において作成・提供された資料は、両省の了解なく公表、使用できません。

7. 本件に関する問い合わせ先

(1) 文部科学省研究開発局海洋地球課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線4144)

FAX 03-6734-4147

(2) 防衛省経理装備局艦船武器課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話 03-3268-3111 (内線21012)

FAX 03-5229-2139

先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件

先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件は以下のとおり。

- 1 時価売払いとする。
- 2 提出された利用計画書における「利用目的・方法」に基づき10年間用途指定する。
(「利用目的・方法」は、南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮したものであること。)
- 3 日本国内で利用すること。
- 4 用途指定期間満了後、引き続き用途指定の用に供する場合を除き、原則として、解体処分とすること。
- 5 売払い契約の締結時期は平成21年12月までを期限として希望する。
- 6 契約締結後平成22年3月末までに引取ること。なお、引渡し場所は横須賀港を予定している。
- 7 引取りに要する曳航費等の経費は売払いを受ける者の負担とする。
- 8 搭載機器類やその構成部品等のうち、昨年、メモリアル品としての保存活用が決定され既に取り外された部品等のほか、海上自衛隊の他の艦艇での活用等を目的に取り外された一部機器等については、売払いの対象としない。

先代「しらせ」の性能等

1 財産台帳記載事項

(1) 口座名：海上自衛隊横須賀地方総監部

(2) 所在地：神奈川県横須賀市西逸見町

(3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途、名称	構造、寸法、性能	数量
船舶	艦船	砕氷艦 しらせ	船体材料：鋼 長さ：134メートル 幅：28メートル 深さ：14.5メートル 速力：19ノット 主機の種類、型式及び定格出力： 12V42M型ディーゼル交流発電機関×6 基 直流電動機推進 30,000HP 3軸	1隻 11,600トン (基準排水量)

(4) 進水、竣工及び除籍年月

進水年月：昭和56年12月

竣工年月：昭和57年11月

除籍年月：平成20年7月

2 先代「しらせ」引渡し時の状況

- (1) 全般：先代「しらせ」は、昭和58年以降24回にわたり南極地域観測の輸送支援を行ってきている。この間の総日数3,652日、総行程523,662マイル、南極圏におけるチャージング33,959回であり、また、昨年7月以降、保守整備は実施しておらず、係留したままの状態であることから、船全体の老朽はかなり進行している。更に、昨年、メモリアル品としての保存活用が決定された部品等のほか、海上自衛隊の他の艦艇での活用等を目的に一部機器等が取り外されているため、航行はできない状態である。(※船舶として使用する場合は、船舶安全法に基づく検査に合格する必要がある。)
- (2) 船体関係：○船尾管構造
- ・船尾管構造内で腐食が進行しており、今後、更に腐食が進行し、破口に至った場合、浸水やビルジの漏洩が生じるおそれがある。
- 船体縦強度部材、船側肋骨及び船底外板
- ・船体縦強度部材、船側肋骨及び船底外板は、累積疲労、凹損等が生じており、強度が低下している。更に変形、腐食の進行が予測される。
- (3) 機関、電気関係：主発電機用原動機の老朽化、特に推進用電動機は、老朽化による絶縁低下が進んでいる。また、艦内配線においても、老朽化による絶縁低下が予想される。
- (4) 取り外し機器等：メモリアル品等の取り外し機器等については、別途資料を提供いたしますので、お問い合わせください。

先代「しらせ」利用計画書の項目

- ※ 各項目については、具体的かつ詳細に記述してください。なお、利用計画書の様式は、別に示します。
- ※ 利用計画書の記述に当たっては、各項目毎の注意事項に十分留意してください。各項目の記述には、船舶の保存活用等に関する専門知識が不可欠です。マリンコンストラクター (marine constructor) 等の知見の活用を積極的に進めてください。
- ※ 審査の際の視点として考えられるものを参考までに例示します。(あくまで利用計画書作成上の参考として示すものであり、実際の審査においては、異なる場合があります。)

1. 利用目的・方法について

(1) 利用目的

- ・ 先代「しらせ」を利用して何を指すのかなどについて具体的に記述すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。なお、南極観測のほか、地球環境や海洋の理解に資するものであることも期待される。

(2) 利用方法

- ・ (1) の利用目的を踏まえて先代「しらせ」を実際どのように活用するのかについて具体的に記述すること。
- ・ 複数の利用方法を組み合わせる場合は、それぞれに見出しを付すなど、わかりやすい記述となるよう工夫すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。なお、南極観測のほか、地球環境や海洋の理解に資するものであることも期待される。

<審査における視点例>

- ・ 利用目的は先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件等に照らして適切か。南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されたものとなっているか。
- ・ 利用方法は利用目的に照らして適切かつ効果的か。南極観測に関する国民理解の増進に資する利用方法となっているか。一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されたものとなっているか。
- ・ 利用方法は現実性のあるものとなっているか。

2. 設置場所・方法について

(1) 設置場所

○ 係留場所又は定置場所

- ・ 係留場所又は定置場所の検討に当たっては、法令（船舶安全法、港湾法、建築基準法、消防法等）や別紙2で示した先代「しらせ」の性能等を十分考慮すること。また、安全面に十分配慮すること。
- ・ 具体的な検討に当たっては、以下（2）及び（3）の方法等を含め、マリコンストラクター等の知見も活用すること。
- ・ 係留場所又は定置場所の地図及び具体的な岸壁の図面等を添付すること。

○ 上記場所の水深及び浚渫の必要性

(2) 設置方法

○ 浮上係留、船底固定係留、陸揚げ定置等の別及びその具体的な方法

- ・ 設置の具体的な方法に関する図面（岸壁との関係を含む）を添付すること。
- ・ 岸壁の整備等が必要な場合は、その方法等についても具体的に記述すること。

○ 台風、高潮、地震、津波等への安全対策

- ・ 安全対策の検討に当たっては、別紙2で示した先代「しらせ」の性能等を十分考慮すること。

(3) 上下水道、電力の供給方法

- ・ 岸壁等の施設整備を含め検討すること。

(4) 設置場所管轄官庁（都道府県、海上保安庁等）の許可承認の見通し

(5) 地元漁業共同組合との調整状況

<審査における視点例>

- ・ 設置場所、設置方法等は法令や先代「しらせ」の性能等に鑑み適切であるか。
- ・ 十分な安全上の対策が取られているか。
- ・ 上下水道・電力の供給方法は適切であるか。
- ・ 設置場所管轄官庁、漁業共同組合との調整等に問題はないか。

3. えい航について

(1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航方法・計画

<審査における視点例>

- ・ えい航方法・計画は適切であるか。

4. 船舶修理・船内改造について

(1) 船内各部分の使用方法、修理・改造計画

- ・ 前述1.の利用目的・方法に則して、船内のどの部分をどのように使用するために、どのような修理・改造を行うのか、具体的に記述すること。
- ・ 修理・改造計画の検討に当たっては、以下(2)及び(3)を含め、マリコンストラクター等の知見も活用すること。
- ・ 具体的な修理・改造計画に関する法令上の適用関係(関係規定及び適用範囲ならびにそれらに関する見解)について併せて記述すること。
- ・ 歴代観測船の修理・改造の実績(例えば「ふじ」の場合は、軸・プロペラ撤去、階段設置、展示用工事など約5億円)を踏まえ、現実的な計画を検討すること。

(2) 船舶安全法、建築基準法、消防法及びいわゆるバリアフリー法等の適用による(1)以外の改造計画

- ・ 例えば、公開区画、廊下、階段、天井、防火シャッター、上下船設備、給電システム、環境保護要項等の整備等に関する具体的な対応について、法令上の適用関係とともに記述すること。

(3) 法令上の要請以外の船舶修理・船内改造等

- ・ 先代「しらせ」の長期にわたる安全な利用、乗船者の安全面の確保等の観点から実施する修理・改造計画について記述すること。

<審査における視点例>

- ・ 船内各部分に関する使用方法に則した船舶修理・船内改造計画は適切かつ実行可能なものであるか。
- ・ 船舶修理・船内改造計画等と関係法令との対応関係に問題はないか。
- ・ 先代「しらせ」を長期にわたって安全に利用するための配慮がなされているか。

5. 管理運営について

(1) 直営・委託の別

(2) 管理運営組織、人員等

- ・ (1)に基づき、どのような管理主体が、どのような組織で、また何人のスタッフが管理運営に当たるのか、具体的に記述すること。なお、前述1.の利用目的・方法に基づく事業規模等を十分考慮すること。
- ・ 管理運営のための法人設立を検討している場合は、設立までのスケジュール等についても記述すること。

(3) 維持管理計画

- ・ 日常の保守整備、定期修繕等、維持管理に係る方針・計画について記述すること。

(4) 安全面・環境面への配慮・取組

- ・ 管理・防災マニュアルの整備、事故への対応、周辺環境への配慮等、安全面・環境面に関する対応等について記述すること。
- ・ 安全面への取組強化の観点から、保険の加入なども検討すること。

<審査における視点例>

- ・ 管理運営方法等は事業規模等に照らして適切か。
- ・ 保守・修繕等の維持管理に係る方針・計画は適切か。
- ・ 安全面・環境面への配慮は十分になされているか。

6. 資金計画について

(1) 先代「しらせ」購入予定額

- ・ 先代「しらせ」の購入予定額を記述すること。
- ・ 国の売払い価格は、別紙2にあるとおり契約時の時価となる。同価格は事前公表できない。また、売払いに係る国の予定価格は、事前事後とも公表できない。
- ・ 先代「しらせ」購入予定額は本項目の他、以下8. の資金計画書にも記載すること。

(2) 先代「しらせ」引取り後の当面の経費見積額

- ・ (1) の先代「しらせ」購入予定額を除いて、先代「しらせ」引取り後、供用開始までに必要な経費について、前述の1. 利用目的・方法、2. 設置場所・方法、3. えい航、及び4. 船舶修理・船内改造を踏まえ、経費種別（例えば、えい航費、浚渫費、係留費、岸壁等整備費、修理・改造費、展示施設等整備費、什器等購入費など）毎に記述すること。
- ・ それぞれの経費に関する内訳など、当該経費の妥当性を確認できる資料を添付すること。
- ・ 経費見積額は本項目の他、以下8. の資金計画書にも記載すること。

(3) (2) の見積りを大幅に超過するなど不測の事態が生じた場合の対応

(4) (1)、(2) 及び (3) に係る資金の調達方法及び調達時期

- ・ 自己資金による対応か、あるいは（一部）借入れ予定か、また、借入れの場合どのような時期にどのようなところから行うのか等、資金調達の詳細について記述すること。

＜審査における視点例＞

- ・ 先代「しらせ」購入予定額を含む当面の経費見積りは、係留や船舶修理等の内容に照らして、十分検討されているか。
- ・ 不測の事態への対応方針は現実的であるか。
- ・ 資金調達方法・時期に懸念はないか。

7. 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

（1）収入計画

- ・ 前述の1. 利用目的・方法、及び5. 管理運営を踏まえた供用開始後10年間の収入計画を作成すること。
- ・ 収入計画は、個別の収入科目別内訳毎に、以下8. の資金計画書に記載すること。

（2）支出計画

- ・ 前述の1. 利用目的・方法、2. 設置場所・方法、3. えい航、4. 船舶修理・船内改造、及び5. 管理運営を踏まえた供用開始後10年間の支出計画を作成すること。
- ・ 支出計画は、個別（例えば、人件費、事業費、維持管理費、広報費の類など）の支出科目毎に、以下8. の資金計画書に記載すること。

8. 資金計画書について

（1）先代「しらせ」購入後供用開始まで及び供用開始後10年間の資金計画書

- ・ 収入については、先代「しらせ」購入費に充てる資金、供用開始まで及び供用開始後の収入に関し、例えば、自己資金、借入金、寄附金、入場料収入等の収入科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・ 支出については、先代「しらせ」購入から供用開始までの支出に関し、例えば、先代「しらせ」購入費、係留費、艦船修理費・改造費等、また供用開始後の支出に関し、例えば、人件費、事業費、委託費、維持管理費、借入償還費等の支出科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・ それぞれの科目に係る見込額については、その積算の根拠となる資料を添付すること。
- ・ 供用開始後10年間の資金計画は、3年毎に区分しつつ作成すること。
- ・ 収入及び支出の科目名は、前述の例示にかかわらず、運営の特質等に合わせて適宜設定すること。

<審査における視点例>

- ・ 収入及び支出の各科目は事業計画等に則して適切に設定されているか。
- ・ 各年度の収入及び支出に係る個別の見込額は、根拠性のあるものとなっているか。
- ・ 資金計画は、現実的かつバランスが取れているか。

9. 係留場所又は定置場所に係る環境条件について

(1) 係留場所又は定置場所までのアクセス

- ・ 公共交通機関の最寄り駅からのアクセス方法・時間、車におけるアクセスルート等

(2) 近隣における各種施設の整備状況ならびにこれら施設との連携の可能性

- ・ 博物館や資料館、商業施設、公園等の各種施設が近隣にどの程度整備されており、集客上、それらとの相乗効果がどの程度期待できるかについて記述すること。
- ・ これら各種施設との連携の可能性について記述すること。

<審査における視点例>

- ・ 係留場所又は定置場所として一般からのアクセスがどの程度容易であるか。
- ・ 近隣施設との相乗効果で集客がどの程度期待できるか。
- ・ 近隣に各種施設の連携はどの程度期待できるか。

10. 引取りから供用開始までのスケジュールについて

(1) 引取り予定年月日

- ・ 平成22年3月末までの予定日を記述すること。

(2) 改造工事時期

(3) その他所要計画時期

- ・ 港湾整備、附帯設備、法人設立等、先代「しらせ」の改造工事以外の関連の計画等あれば記述すること。

(4) 供用開始予定年月

- ・ 原則として、売払い契約締結後2年以内の期日を検討し、記載すること。

<審査における視点例>

- ・ 別紙1で示した先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件に合致するか。

1 1. 本計画の提出者について

(1) 提出責任者名、連絡担当者、連絡先等

- ・ 必ず連絡の取れる者を記載すること。
- ・ 連絡先には電話番号、ファックス番号のほか、電子メールのアドレスを記載すること。

(2) 連携協力する者

- ・ 連携協力する者がある場合は、全ての関係者に関する(1)に係る事項を記載すること。

先代「しらせ」利用計画書（様式）

本計画の提出団体名

- ※ 各項目に係るフレームの大きさは、それぞれの記述に合わせ、適宜調整してください。
- ※ 添付資料、補足資料等については、本文中にその旨を明示するなど、本文との関係を明らかにした上で、本計画書の末尾に追加してください。

1. 利用目的・方法について

(1) 利用目的

- ・先代「しらせ」を利用して何を指すのかなどについて具体的に記述すること。
- ・南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。なお、南極観測のほか、地球環境や海洋の理解に資するものであることも期待される。

(2) 利用方法

- ・ (1) の利用目的を踏まえて先代「しらせ」を実際どのように活用するのかについて具体的に記述すること。
- ・ 複数の利用方法を組み合わせる場合は、それぞれに見出しを付すなど、わかりやすい記述となるよう工夫すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。なお、南極観測のほか、地球環境や海洋の理解に資するものであることも期待される。

2. 設置場所・方法について

(1) 設置場所

- 係留場所又は定置場所
- 上記場所の水深及び浚渫の必要性

- ・ 係留場所又は定置場所の検討に当たっては、法令（船舶安全法、港湾法、建築基準法、消防法等）や別紙2で示した先代「しらせ」の性能等を十分考慮すること。また、安全面に十分配慮すること。
- ・ 具体的な検討に当たっては、以下（2）及び（3）の方法等を含め、マリンコンストラクター等の知見も活用すること。
- ・ 係留場所又は定置場所の地図及び具体的な岸壁の図面等を添付すること。

(2) 設置方法

- 浮上係留、船底固定係留、陸揚げ定置等の別及びその具体的な方法
- 台風、高潮、地震、津波等への安全対策

- ・ 設置の具体的な方法に関する図面（岸壁との関係を含む）を添付すること。
- ・ 岸壁の整備等が必要な場合は、その方法等についても具体的に記述すること。
- ・ 安全対策の検討に当たっては、別紙2で示した先代「しらせ」の性能等を十分考慮すること。

(3) 上下水道、電力の供給方法

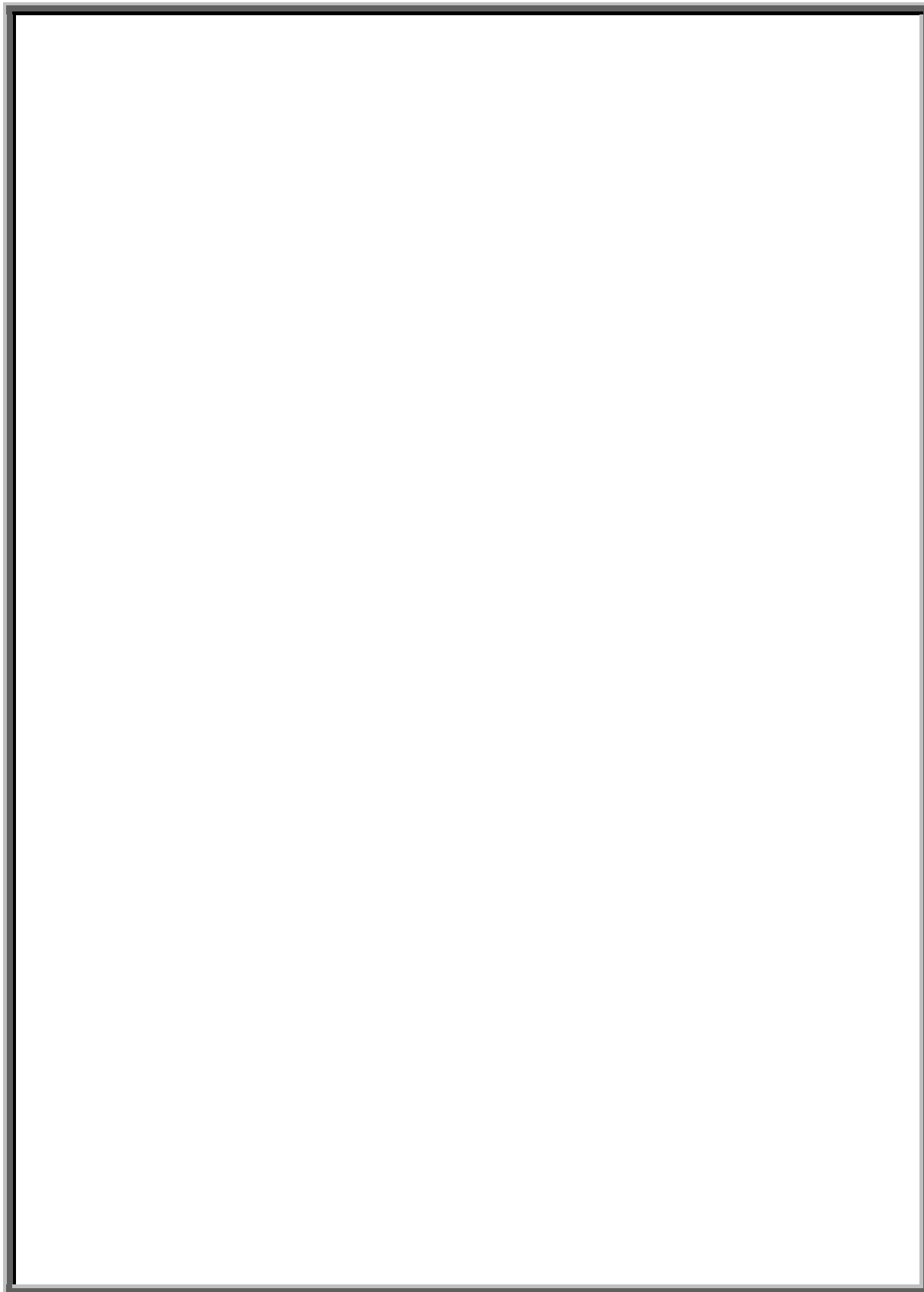
〔 ・ 岸壁等の施設整備を含め検討すること。 〕

(4) 設置場所管轄官庁（都道府県、海上保安庁長等）の許可承認の見通し

(5) 地元漁業共同組合との調整状況

3. えい航について

(1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航方法・計画



4. 船舶修理・船内改造について

(1) 船内各部分の使用方法、修理・改造計画

- ・ 前述 1. の利用目的・方法に則して、船内のどの部分をどのように使用するために、どのような修理・改造を行うのか、具体的に記述すること。
- ・ 修理・改造計画の検討に当たっては、以下(2)及び(3)を含め、マリンコンストラクター等の知見も活用すること。
- ・ 具体的な修理・改造計画に関する法令上の適用関係(関係規定及び適用範囲ならびにそれらに関する見解)について併せて記述すること。
- ・ 歴代観測船の修理・改造の実績(例えば「ふじ」の場合は、軸・プロペラ撤去、階段設置、展示用工事など約5億円)を踏まえ、現実的な計画を検討すること。

(2) 船舶安全法、建築基準法、消防法及びいわゆるバリアフリー法等の適用による
(1) 以外の改造計画

- ・例えば、公開区画、廊下、階段、天井、防火シャッター、上下船設備、給電システム、環境保護要項等の整備等に関する具体的な対応について、法令上の適用関係とともに記述すること。

(3) (法令上の要請以外の船舶修理・船内改造等

- ・先代「しらせ」の長期にわたる安全な利用、乗船者の安全面の確保等の観点から実施する修理・改造計画について記述すること。

5. 管理運営について

(1) 直営・委託の別

--

(2) 管理運営組織、人員等

- ・ (1) に基づき、どのような管理主体が、どのような組織で、また何人のスタッフが管理運営に当たるのか、具体的に記述すること。なお、前述 1. の利用目的・方法に基づく事業規模等を十分考慮すること。
- ・ 管理運営のための法人設立を検討している場合は、設立までのスケジュール等についても記述すること。

(3) 維持管理計画

- ・ 日常の保守整備、定期修繕等、維持管理に係る方針・計画について記述すること。

(4) 安全面・環境面への配慮・取組

- ・管理・防災マニュアルの整備、事故への対応、周辺環境への配慮等、安全面・環境面に関する対応等について記述すること。
- ・安全面への取組強化の観点から、保険の加入なども検討すること。

6. 資金計画について

(1) 先代「しらせ」購入予定額

(単位：百万円)

- ・先代「しらせ」船体の購入予定額を記述すること。
- ・国の売払い価格は、別紙2にあるとおり契約時の時価となる。同価格は事前公表できない。また、売払いに係る国の予定価格は、事前事後とも公表できない。
- ・先代「しらせ」購入予定額は本項目の他、以下8. の資金計画書にも記載すること。

(2) 先代「しらせ」引取り後の当面の経費見積額

(単位：百万円)

- ・ (1) の先代「しらせ」購入予定額を除いて、先代「しらせ」引取り後、供用開始までに必要な経費について、前述の1. 利用目的・方法、2. 設置場所・方法、3. えい航、及び4. 船舶修理・船内改造を踏まえ、経費種別（例えば、えい航費、浚渫費、係留費、岸壁等整備費、修理・改造費、展示施設等整備費、什器等購入費など）毎に記述すること。
- ・ それぞれの経費に関する内訳など、当該経費の妥当性を確認できる資料を添付すること。
- ・ 経費見積額は本項目の他、以下8. の資金計画書にも記載すること。

(3) (2) の見積りを大幅に超過するなど不測の事態が生じた場合の対応

(4) (1)、(2) 及び(3) に係る資金の調達方法及び調達時期

- ・ 自己資金による対応か、あるいは(一部)借入れ予定か、また、借入れの場合はどのような時期にどのようなところから行うのか等、資金調達の詳細について記述すること。

7. 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

(1) 収入計画

- ・ 前述の 1. 利用目的・方法、及び 5. 管理運営を踏まえた供用開始後 10 年間の収入計画を作成すること。
- ・ 収入計画は、個別の収入科目別内訳毎に、以下 8. の資金計画書に記載すること。

(2) 支出計画

- ・ 前述の 1. 利用目的・方法、2. 設置場所・方法、3. えい航、4. 船舶修理・船内改造、及び 5. 管理運営を踏まえた供用開始後 10 年間の支出計画を作成すること。
- ・ 支出計画は、個別（例えば、人件費、事業費、維持管理費、広報費の類など）の支出科目毎に、以下 8. の資金計画書に記載すること。

8. 資金計画書について

(1) 先代「しらせ」購入後供用開始まで及び供用開始後10年間の資金計画書

- ・収入については、先代「しらせ」購入費に充てる資金、供用開始まで及び供用開始後の収入に関し、例えば、自己資金、借入金、寄附金、入場料収入等の収入科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・支出については、先代「しらせ」購入から供用開始までの支出に関し、例えば、先代「しらせ」購入費、係留費、艦船修理費・改造費等、また供用開始後の支出に関し、例えば、人件費、事業費、委託費、維持管理費、借入償還費等の支出科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・それぞれの科目に係る見込額については、その積算の根拠となる資料を添付すること。
- ・供用開始後10年間の資金計画は、3年毎に区分しつつ作成すること。
- ・収入及び支出の科目名は、前述の例示にかかわらず、運営の特質等に合わせて適宜設定すること。

(別添の「資金計画書」にご記入ください。)

9. 係留場所又は定置場所に係る環境条件について

(1) 係留場所又は定置場所までのアクセス

- ・公共交通機関の最寄り駅からのアクセス方法・時間、車におけるアクセスルート等

(2) 近隣における各種施設の整備状況ならびにこれら施設との連携の可能性

- ・博物館や資料館、商業施設、公園等の各種施設が近隣にどの程度整備されており、集客上、それらとの相乗効果がどの程度期待できるかについて記述すること。
- ・これら各種施設との連携の可能性について記述すること。

10. 引取りから供用開始までのスケジュールについて

(1) 引取り予定年月日

・平成22年3月末までの予定日を記述すること。

(2) 改造工事時期

(3) その他所要計画時期

・港湾整備、附帯設備、法人設立等、先代「しらせ」の改造工事以外の関連の計画等あれば記述すること。

(4) 供用開始予定年月

・原則として、売払い契約締結後2年以内の期日を検討し、記載すること。

11. 本計画の提出者について

(1) 提出責任者名、連絡担当者、

- ・必ず連絡の取れる者を記載すること。
- ・連絡先には電話番号、ファックス番号のほか、電子メールのアドレスを記載すること。

企業・団体名：

提出責任者名：

所属（部署等名）：

役職：

所在地：〒

連絡担当者

（企業・団体、所属、名前）：

TEL：

FAX：

E-mail：

(2) 連携協力する者

- ・連携協力する者がある場合は、全ての関係者に関する（1）に係る事項を記載すること。

企業・団体名：

連携協力者名：

所属（部署等名）：

役職：

所在地：〒

資金計画書

(単位:千円)

	科目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収 入	前期繰越金	—					
	収入計						
支 出							
	支出計						
	繰越残高						

(単位:千円)

	科目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収 入	前期繰越金						
	収入計						
支 出							
	支出計						
	繰越残高						

※ 平成21年度(先代「しらせ」購入時)以降、供用準備期間(船舶修理・船内改造等に要する期間)を含めて作成してください。(上記「資金計画書」は、平成21年度及び22年度の2年間を供用準備期間として想定しています。)

※ 供用開始後、3年ごとに区分しつつ、10年間作成してください。(上記「資金計画書」は、平成23年度供用開始を前提に、3年ごとに区分してあります。適宜修正してください。)

※ 収入及び支出の科目名はそれぞれ運営の特質等に合わせ記入してください。また、科目欄は必要に応じて追加等してください。(参考までに想定される科目名を以下に例示します。)

収入： 自己資金、借入金、寄附金、入場料収入 など

支出： 【供用開始まで】 先代「しらせ」購入費、えい航費、浚渫費、係留費、岸壁等整備費、艦船修理費・改造費、

展示施設等整備費、什器等購入費 など

【供用開始後】 人件費、事業費、委託費、維持管理費、借入償還費、広報費

利用計画の概要

申請者名		
所在地	都・道・府・県	市・町・村
利用目的・方法の概要		

- ※ 本資料の内容は、利用計画書の提出締切り後、基本的に原文のまま公表予定です。
- ※ 「申請者名」には、当該計画に責任を持つ団体等名を記入してください。
- ※ 「所在地」には、上記団体等が所在する都道府県名及び市町村名を記入してください。
- ※ 「利用目的・方法の概要」には、利用計画書の1.の内容を簡潔かつわかりやすく記述してください。

資料 3

「しらせ」後利用に関する検討委員会
(平成21年度第2回)

H21. 9. 15

利用計画の概要

○ 沖縄県先代「しらせ」誘致研究協議会（沖縄県浦添市）

【利用目的・方法の概要】

南極・北極の極地研究は、地球の変遷・自然・気候・環境を考えていくために、きわめて重要であります。人々がその成果に気軽に接することができ、グローバルに考えることのできる場を先代「しらせ」を活用して創出することは、世界一の環境大国を目指す今日のわが国にふさわしい社会・教育インフラ整備といえます。

沖縄県に先代「しらせ」を誘致し、先代「しらせ」を核として、沖縄の海とサンゴを通じた自然と環境学習の場に、さらに科学的好奇心を惹起させる南極・北極の極地を学習できる場を創出することにより、地球変動と環境を楽しみながら学べる体験的学習の場を人々に、特に日本や周辺各国の小中高校生へ提供することを目的とします。

これにより青少年の科学に対する関心を高め、科学立国「日本」を将来にわたって維持できる教育基盤充実への寄与を図ります。同時に沖縄県にとっても観光インフラの創出につながるといえます。

先代「しらせ」を展示用に改造し、沖縄県のしかるべき岸壁または海上係留施設に係留し、地球及び日本の地殻変動などの各種資料や南極関連の品物を展示するほかボランティアによる解説や説明を行います。同時に近辺のサンゴの保存・育成資料館と連携させます。近くになれば先代「しらせ」内部にそれらを制作します。運営は基本的には入場料および寄付金にて賄います。

先代「しらせ」は多数の乗員宿泊設備を有しているため、修学旅行生の宿泊施設としての利用も検討します。

○ 株式会社大柿産業を代表とするグループ（広島県江田島市）

【利用目的・方法の概要】

広島県に先代「しらせ」を保存・利用活用し、小・中・高校生を対象に海洋体験学習にて青少年育成に寄与する。

また、地球環境・平和貢献の理解の増進を図り、環境科学艦として環境・平和学習を広め、生涯教育の場としても利用活用し、活力のある地域形成を目指す。

【利用目的・方法の概要】

（はじめに）

「地球環境」のシンボル、共創する生きた場として「第二の船出」をオゾンホールが発見をはじめとした南極観測、地球環境の観測に長年にわたって貢献してきた先代「しらせ」をスクラップすることなく、日本および世界的に希有・貴重な存在として、「地球環境」という新しいテーマを発信・交信・共創する生きた場“SHIRASE”に、生まれ変わらせるべきだと信じています。

したがって、本SHIRASE 計画では、

- ・単に過去を展示・保存するものではなく、脈々と未来につながる「地球環境」というテーマに多くの人々が参加し、共創する場としていきます。
- ・海を感じ、地球を感じる、今も生きた存在として、陸に固定するのではなく、本来（現状）の姿をできるだけ維持したままで、新たな活動をしていきます。

（目的と方法の概要）

先代「しらせ」はSHIRASE として蘇り、新しい役割（下記）を担う存在になります。

1. 世界の七つの海の今を感じる場所

地球表面の7割以上は“海”であり、すべての気象現象も、海が起因しています。その“海”を感じることに、それは“地球そのもの”を感じることに等しいことです。SHIRASEは、地球上の全ての海のコンテンツを収集・発信・交信する船となることから第二のミッションを果たします。

2. 環境のシンボル

オゾンホールを最初に発見したのは日本人。日本人は、自然を敬い、共生し、育んできた、世界に引けをとらない高い環境文化を大切にしてきました。四季を感じ取る繊細さ、それを多様に表現する豊かな感性。21世紀の環境問題において日本がリーダーシップを発揮できないはずがありません。SHIRASE は環境問題に向き合う日本のシンボルの一つとして、全世界の仲間が集まり、環境問題とその解決策を「共創」する場となります。

3. 次世代につなぐチャレンジ精神

日本人で最初に南極に行ったのは白瀬中尉。グローバルセンスに優れた先見性を持ち、自ら命を賭け、人々の応援を得てやりのけた男。その精神を次世代に、将来の日本につなぎたいと思います

4. 大規模災害等における防災・減災インフラ

SHIRASE が陸地に固定設置されていないという特性を生かし、大規模災害（陸の広域大震災、台風等大雨災害等）発生時における、「緊急ヘリポート」・「被災者の収容施設」・「支援物資輸送用艇」として、被災者の緊急支援活動の一つのインフラとなることが可能となります。

- 特定非営利活動法人日本環境技術協会
（元南極観測船「しらせ」誘致実行委員会）（大阪府大阪市）

【利用目的・方法の概要】

1. 先代「しらせ」の実績を生徒及び学生、一般人に広く知ってもらうためのPRを行う。
2. 環境（陸と海との関連）の問題点と技術の情報を広く一般にPRする。
3. 救急医療への貢献
4. 総合クラスターへの貢献
5. 科学技術、環境技術、観光資源等の海外へのPR（特にアジア地域）

注）本資料は、「先代「しらせ」の後利用に関する公募要領」において、別紙5として提出を受けたものから、利用目的・方法の概要について原文のまま転記。

資料 4

「しらせ」後利用に関する検討委員会

(平成21年度第2回)

H21. 9.15

先代「しらせ」利用計画書の審査方法について (案)

I. 基本方針

- (1) 本審査は、先代「しらせ」利用計画書を評価し、先代「しらせ」の後利用に関する最も適当な計画及び必要に応じてその補欠を選定する。
- (2) 審査は、「しらせ」後利用に関する検討委員会（以下「委員会」という。）が書面審査、ヒアリング、及び現地調査（必要に応じて）の結果を踏まえ、総合的に評価する。
- (3) 書面審査の結果を踏まえ、ヒアリングを行う計画を選定する。また、書面審査及びヒアリングの結果を踏まえ、現地調査を行う計画を選定する。
現地調査においては、書面審査及びヒアリングを補完するほか、計画の実行性等を確認するものとする。
- (4) 審査に当たっては、以下Ⅱ. に示すSABCにより評価を行う。以下Ⅲ. に示す各審査項目ごとに評価を行い、その結果を参考に、利用計画書全体を俯瞰して評価を行う（全体評価）。
- (5) 利用計画書に係る委員会委員ごとの全体評価の結果を総合し、委員会の合議により選定する計画を決定する。
- (6) 公募要領で示した「先代「しらせ」売払いに関する国側の条件」に合致しない計画は審査の対象としない。

Ⅱ. SABCの考え方

評価	評価の意味合い(例)
S	○ 適切(妥当)な計画である ○ 実行可能な計画である
A	○ 概ね適切(妥当)な計画である ○ 一部に課題が残るが概ね実行可能である
B	○ 不適切(不当)な部分が認識され見直しが必要である ○ 散見される課題への対応によっては可能性がある
C	○ 計画の根拠・裏付けが不明確であり不適切(不当)である ○ 課題が多岐にわたり実行性が見通しが無い

Ⅲ. 審査項目

1) 利用目的・方法について

- 1-1) 利用目的は、明確かつ具体的か。南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されているか。
- 1-2) 利用方法は、利用目的に照らして、適切かつ現実的か。具体的でわかりやすい記述になっているか。南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されているか。

2) 設置場所・方法について

- 2-1) 設置（係留）場所の確保（管轄官庁の許可承認の見通し等を含む）されているか、あるいはその見通しがついているか。法令や先代「しらせ」の性能等が十分考慮されているか。また、水深や浚渫の必要性等、設置（係留）場所の条件は適当か。
- 2-2) 設置方法は、設置場所の状況等に鑑み適当か。また、台風、高潮、地震、津波への対応等、十分な安全対策が考慮されているか。
- 2-3) 上下水道や電力の供給方法など、岸壁等の施設整備も含め、検討がなされているか。地元協業共同組合との調整等に問題はないか。

3) えい航について

- 3-1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航計画は適切であるか。

4) 船舶修理・船内改造について

- 4-1) 先代「しらせ」の利用目的・方法に則して、船内各部分の使用方法が明確にされているか。
- 4-2) 船内各部分の使用方法を踏まえた船舶修理・船内改造計画は、関係法令（建築基準法、消防法、バリアフリー新法等）との関係性において明確、かつ具体性があるか。また、それらは適切かつ実行可能であるか。
- 4-3) 先代「しらせ」の長期にわたる安全な利用、乗船者の安全面の確保に配慮された計画となっているか。

5) 管理運営について

- 5-1) 管理運営体制（直営又は委託、組織）、その遂行能力（人員、専門性及びバランス）、リスク対応等については、具体性があるか。また、事業規模等を踏まえ、安定的な事業実施の観点から妥当性があるか。
- 5-2) 長期にわたる維持管理の観点から、日常の保守整備、検査及び定期修繕工事等の計画は妥当であるか。また、事故・防災等の安全面、周辺環境への配慮は適切であるか。

6) 資金計画について

- 6-1) 先代「しらせ」の購入額、供用開始までの当面必要となる経費の内容及び見積りは具体的かつ妥当であるか。当該見積りを大幅に超過するなど、不測の事態が生じた場合の対応は現実的であるか。
- 6-2) これらの資金調達方法等は妥当であるか。

7) 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

- 7-1) 事業収支見込みは、事業内容を勘案して現実的なものとなっているか。
- 7-2) 資金計画書の各科目は、事業計画等に則して、適切に設定されているか。現実的なバランスが取れているか。

8) 係留場所に係る環境条件について

- 8-1) 一般からのアクセスはどの程度容易か。入場料収入を事業収入見込みに計上している場合、それを裏付ける環境（交通の便、周辺施設等）が整っているか。また、近隣の機関、団体、地域との連携の見通しはあるか。

9) 引き取りから供用開始までのスケジュールについて

- 9-1) 引き取りスケジュール等は、先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件に合致するか。

資料 5

「しらせ」後利用に関する検討委員会

(平成21年度第2回)

21. 9. 15

先代「しらせ」利用計画書の評価シート（案）

〔評価シートの記入方法〕

1. 先代「しらせ」利用計画書について、以下の観点に基づき評価した結果を、評価欄にSABCで記入いただくとともに、特筆すべき点、後利用に向けての課題等についてコメントをご記入ください。

- (1) 特に、「S」評価及び「C」評価とした場合においては、当該計画の選定又は非選定の理由にもなりますので、コメントを必ずご記入ください。
- (2) 「A」評価及び「B評価」とした場合においても、出来る限りコメント記入をお願いします。
- (3) コメント欄には「特筆すべき点（良い部分、悪い部分）」、「後利用に向けての課題（解決すべき点）」、「その他」と区分されておりますが、全てについてご記入いただく必要はなく、評価に最も関連のある区分を中心にご記入ください。

S : 適切(妥当)な計画である
実行可能な計画である

A : 概ね適切(妥当)な計画である
一部に課題が残るが概ね実行可能である

B : 不適切(不当)な部分が認識され見直しが必要である
散見される課題への対応によっては可能性がある

C : 計画の根拠・裏付けが不明確であり不適切(不当)である
課題が多岐にわたり実行性が見通しが無い

2. 評価項目1)から9)までご記入いただいた後、「全体評価」及び「全体を通じたコメント」を必ずご記入ください。

3. 特に追加して確認が必要な事項等がありましたら、「確認を要する事項及び内容」にご記入ください。

【提出先】文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-6734-4144

FAX 03-6734-4147

審査項目	(計画の提出団体名)	
	評価 (S A B C)	コメント
<p>1) 利用目的・方法について</p> <p>1-1) 利用目的は、明確かつ具体的か。南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されているか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>
<p>1-2) 利用方法は、利用目的に照らして、適切かつ現実的か。具体的でわかりやすい記述になっているか。南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されているか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>

審査項目	(計画の提出団体名)	
	評価 (S A B C)	コメント
2-2) 設置方法は、設置場所の状況等に鑑み適切か。また、台風、高潮、地震、津波への対応等、十分な安全対策が考慮されているか。		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>
2-3) 上下水道や電力の供給方法など、岸壁等の施設整備も含め、検討がなされているか。地元協業共同組合との調整等に問題はないか。		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>

審査項目	(計画の提出団体名)	
	評価 (S A B C)	コメント
<p>3) えい航について</p> <p>3-1) 引き渡し場所(横須賀港予定)から設置場所までのえい航計画は妥当であるか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>
<p>4) 船舶修理・船内改造について</p> <p>4-1) 「しらせ」の利用目的・方法を踏まえた船内各部分の使用方法是妥当であるか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>

審査項目	(計画の提出団体名)	
	評価 (S A B C)	コメント
4-3) 先代「しらせ」の長期にわたる安全な利用、乗船者の安全面の確保に配慮された計画となっているか。		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題(解決すべき点等))</p> <p>(その他)</p>
<p>5) 管理運営について</p> <p>5-1) 管理運営体制(直営又は委託、組織)、その遂行能力(人員、専門性及びバランス)、リスク対応等については、具体性があるか。また、事業規模等を踏まえ、安定的な事業実施の観点から妥当性があるか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題解決すべき点等)</p> <p>(その他)</p>

審査項目	(計画の提出団体名)	
	評価 (S A B C)	コメント
<p>6) 資金計画について</p> <p>6-1) 先代「しらせ」の購入額、供用開始までの当面必要となる経費の内容及び見積りは具体的かつ妥当であるか。当該見積りを大幅に超過するなど、不測の事態が生じた場合の対応は現実的であるか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題解決すべき点等)</p> <p>(その他)</p>
<p>6-2) これらの資金調達方法等は妥当であるか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題解決すべき点等)</p> <p>(その他)</p>

審査項目	(計画の提出団体名)	
	評価 (S A B C)	コメント
<p>8) 係留場所に係る環境条件について</p> <p>8-1) 一般からのアクセスはどの程度容易か。入場料収入を事業収入見込みに計上している場合、それを裏付ける環境（交通の便、周辺施設等）が整っているか。また、近隣の機関、団体、地域との連携の見通しはあるか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題解決すべき点等)</p> <p>(その他)</p>
<p>9) 引き取りから共用開始までのスケジュールについて</p> <p>9-1) 引き取りスケジュール等は、先代「しらせ」の売払いに関する国側の条件に合致するか。</p>		<p>(特筆すべき点(良い部分、悪い部分))</p> <p>(後利用に向けての課題解決すべき点等)</p> <p>(その他)</p>

審査項目	(計画の提出団体名)
	【確認を要する事項及び内容】